

日向市立富島中学校部活動規約

1 目標

- (1) 夢：趣味や技能を身に付けるとともに、個性を伸ばし、夢や目標を持つ態度を育成する。
- (2) 力：苦難に打ち勝つ忍耐力や自主性・社会性・協調性を育成する。
- (3) 心：正しい礼儀やルールを守る態度を身につけ、生活態度の育成に努める。

2 方針

- (1) 学校管理下において計画実施する教育活動として、職員会、担当職員会を経て決定された方針、決まりを厳守する。
- (2) 常に学業との両立に努め、調和のとれた活動を行う。
- (3) 指導者は、原則として本校職員があたる。

3 きまり

- (1) 各部の活動は、実情に応じて年間の見通しを立てて計画的に実施し、対外試合・コンクール等（以下、大会等と示す。）は、必ず担当職員または、代理の本校職員のもとに実施されなければならない。
- (2) 担当不在の場合は原則として活動しない。ただし、他の職員に依頼して活動することはできる。その場合の活動は、危険の伴わない内容にすること。
- (3) 生徒間における暴力行為は、絶対に起こしてはならない。
- (4) 入部後は、みだりに転部・退部してはならない。
- (5) 事故防止に留意し活動場所の整備に努め、運動部は、準備・整理運動を十分に行うこと。また、万が一、けがをした場合には、必ず担当職員に申し出ること。
- (6) 開始・終了の時刻を厳守し、後片付けを行い、終了後は急いで帰宅する。
- (7) 活動開始後は、教室に帰ることのないようカバン、靴等は部室及び所定の場所へ持っていく。
- (8) 校則に準ずる違反（頭髪違反＜染色・脱色・パーマ等＞・服装違反・情報機器（インターネット、携帯電話等）によるトラブル・買い食い・眉そり・ピアス等）や問題行動（飲酒・喫煙・万引き・暴力行為等）が生じた場合には、担当職員の指導のもと、3日～1週間の部活動停止または、それに準ずる措置を行うものとし、違反者は次の大会等に出場（参加）はできない。
(上記の項目以外でも担当職員が必要と判断した場合は、相当の措置をとることができる。)
また、継続した違反や問題行動等がある場合は、退部させることがある。これらについては、校長・教頭・担当職員等の関係者で協議し、決定する。
- (9) 活動時の服装は、文化部は制服または、体育時の服装。運動部は、体育時の服装、ワンポイントのTシャツあるいは、担当職員の指導のもと、部でそろえたものや華美にならない服装とする。
- (10) 帰りの会の時間を厳守し、速やかに活動を開始すること。

(11) 練習終了時刻と下校時刻は次のとおりとする。

月	4	5～8	9	10 (中体連後)	11 (県中体連後)	12～1	2 (学年末テスト後)	3
終了時刻	18:30	18:45	18:30	18:15 (18:00)	17:45 (17:30)	17:30	17:45 (18:00)	18:15
下校時刻	18:45	19:00	18:45	18:30 (18:15)	18:00 (17:45)	17:45	18:00 (18:15)	18:30

(12) 自転車による登校は、ヘルメットを着用し違反のないように努める。

(13) 授業やテスト、行事等で学校が午前中（給食なし）で終わる日は、いったん下校すること。（ただし、生徒会役員等は、これにあたらぬ。）

(14) 担当職員が重要と判断する大会等の前は、活動を延長することができる。ただし、校長の承認・職員への報告をすること。終了時刻は、季節や大会規模に応じて、校長に相談し決定する。また、必ず、保護者に連絡を行うこと。

(15) 定期テストは、3日前から活動を中止する。ただし、試合直前のテスト前及びテスト中に活動が必要な場合は、校長の承認・職員への報告を行い、1時間程度の練習をすることができる。また、保護者に連絡をすること。（文書配付厳守）

(16) 公式試合で授業が欠ける場合、参加生徒名を全職員に連絡する。

(17) 長期休業中の活動は、期間・時間・場所の計画書を提出する。

(18) 基本的に毎週月曜日は、リフレッシュデーとして休養日とする。また、原則、2ヶ月を一単位とし、原則、休日（土・日・祝日）に8回程度の休養日を設定する（家庭の日を含む）

(19) 入部については1年更新とし、新年度には、必ず入部届を提出しなければならない。その際、所定「部活動入部願」を学級担任→担当職員に提出する。退部の場合も、同様に「部活動退部願」を提出する。

(20) 万が一の事故等に備え、休日の活動計画を前日までに教頭（不在時は、校長）に連絡すること。

(21) 部活動での怪我について、担当職員は必ず保健室に報告をすること。

(22) 活動計画を2ヶ月単位で作成し、提出する。